

第3編

特殊災害対策編

平成27年 3月 3日 制定

平成29年11月22日 一部改正

第3編 特殊災害対策編

第1章 火山災害対策

第1節 計画の概要等

1. 基本的な考え方

1.1 計画の目的

本章は、霧島山火山、阿蘇山等の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起こったり、又はそのおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

1.2 計画の目標

(1) 霧島山火山、阿蘇山等の危険性の認識とその周知

研究機関等と協力して、霧島山火山について研究するとともに、地域住民及び観光客等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町村、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

(2) 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

(3) 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、降灰処理、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

2. 災害の想定

2.1 予想される噴火

歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる788年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとする。

平成7年度に霧島火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、788年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成7年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

第2節 火山災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報と、県及び市町村が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等とに大きく区分される。

(1) 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図るものとする。

2. 町民の防災活動の促進

2.1 町民の防災活動の促進

(1) 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

町及び県は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島山火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(2) イベント等の開催

町及び県は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第3節 火山災害応急対策計画

1. 災害発生直前の対策

1.1 火山災害に関する情報の伝達

町民や観光客等に対して、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講ずる。

(1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

① 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は、情報を収集する。

② 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

資料編【3.1.3.1】 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

③ 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町職員、消防職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

ア 速報の内容

発 生 の 事 実	(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等)
発 生 場 所	(どの火口で確認されたか)
発 生 に よ る 影 響	(住民、動植物、施設への影響)

(2) 噴火警報等の発表と伝達及び通報

① 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

資料編【3.1.3.2】 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード

資料編【3.1.3.3】 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル

資料編【3.1.3.4】 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル

② 降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定の規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

③ 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

- ア 火山の状況に関する解説情報
- イ 火山活動解説資料
- ウ 週間火山概況
- エ 月間火山概況
- オ 噴火に関する火山観測報

④ 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

資料編【3.1.3.5】 火山情報の発表及び通報伝達官署

⑤ 噴火警報等の通報・伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。

資料編【3.1.3.6】 噴火警報等の通報・伝達系統

⑥ 関係市町村における措置

町は、県から伝達を受け、伝達に係る事項を関係機関及び住民、その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるとき、又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、町長は、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

なお、火山活動の活発化に伴い、災害防止のため必要があると認められるときは、県に準ずる体制をとるものとする。

3. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

3.1 災害状況等の緊急把握

町及び県は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 人的被害及び住家被害の状況
- ② 住民の避難基準及び避難の状況
- ③ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等

- ④ 交通確保の状況
- ⑤ 噴火規模及び火山活動の状況
- ⑥ 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5センチメートル単位で図示すること）。

4. 農林水産物応急対策

町は、噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

4.1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

4.2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

4.3 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

4.4 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第4節 火山災害復旧・復興計画

1. 継続災害への対応方針

霧島山火山の噴火は過去の経緯等からみて長期化することは考えにくいですが、長期化する場合は町及び県は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

2. 被災者の生活支援対策

町及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧、その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し、実施する。

第2章 航空災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

町内で航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

第2節 航空災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

1.1 活動体制の整備

(1) 災害応急体制の整備

町は、実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するよう努める。

1.2 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」によるものとする。

1.3 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

1.4 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

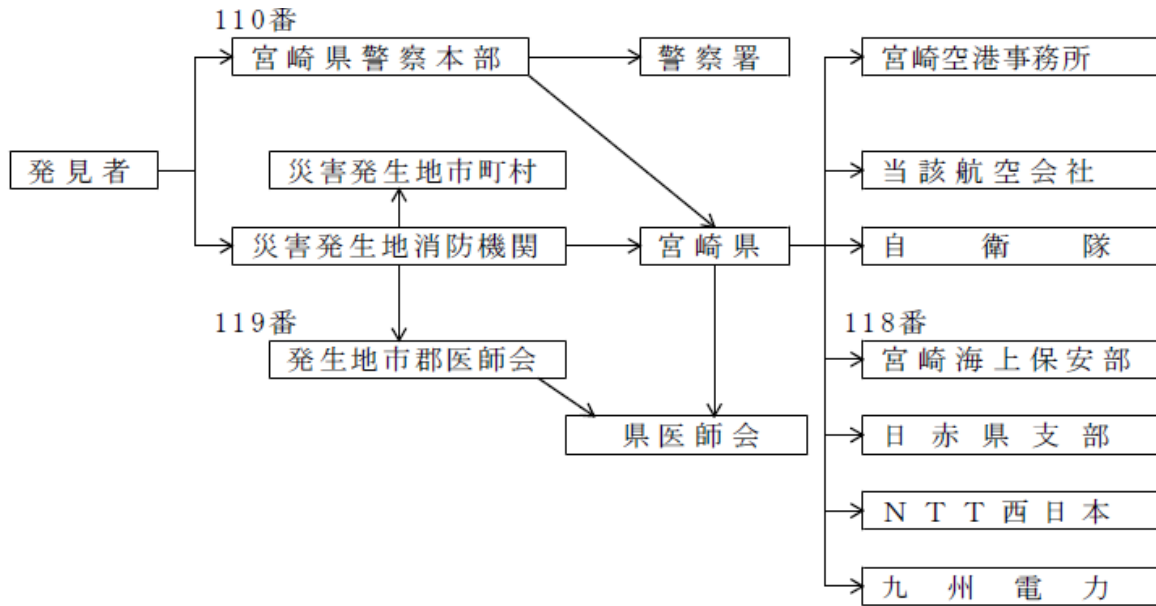
第3節 航空災害応急対策計画

1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

【3.2.3.1】 航空災害情報の通信連絡系統



(1) 各機関の措置

① 町における措置

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

② 警察における措置（県防引用）

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

③ 宮崎海上保安部における措置（県防引用）

海上における航空災害が発生した場合においては、巡視船艇等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

1.2 通信手段の確保

(1) 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備（県防引用）

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設（県防引用）

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTT西日本に要請す

る。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用（県防引用）

大規模な航空災害の発生情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策用車両等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。また、県災対本部・現地災対本部共に、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用（県防引用）

ヘリコプターテレビ伝送システムにより、航空災害の状況把握を行う。また、必要に応じて他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

2. 活動体制の確立

2.1 宮崎空港事務所の活動体制（県防引用）

宮崎空港事務所は、宮崎空港及び隣接区域に航空災害が発生したときは、「合同対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を把握するとともに、応急対策活動を実施する。

2.2 県の活動体制（県防引用）

県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

2.3 町の活動体制

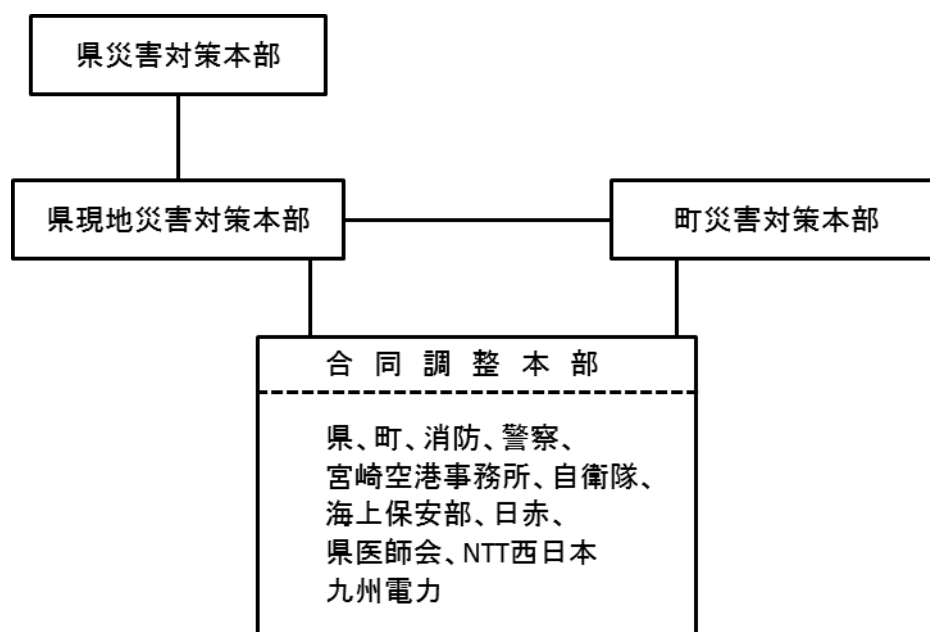
町は、「町災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

2.4 関係機関の活動態勢（県防引用）

関係機関は、宮崎県内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

【3.2.3.2】 関係機関と活動体制



3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 搜索、救助・救急及び消火活動

4.1 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の搜索活動は次によるものとする。

(1) 国における搜索活動（県防引用）

東京救難調整本部を通じて、相互に密接に協力して搜索活動を行う。

(2) 県警察本部における搜索活動（県防引用）

交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たせるとともに、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し搜索活動に当たるものとする。

(3) 宮崎海上保安部における搜索活動（県防引用）

巡視船艇、航空機を活用し、海上での搜索活動に当たるものとする。

(4) 自衛隊における搜索活動（県防引用）

必要に応じて、搜索活動を行うものとする。

(5) 町における捜索活動

消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

4.2 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、それ以外の地域については共通対策編第3章第4節によるものとするが、概要は次のとおりとする。

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、消防団は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- (2) 航空災害に係る火災が発生した場合、町長、町長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (3) 災害の規模等が大きく、町消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
(宮崎県消防相互応援協定による。)

4.3 救急・救助活動

(1) 町、宮崎空港事務所の措置

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

(2) 警察の措置（県防引用）

航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

(3) 宮崎海上保安部の措置（県防引用）

海上において航空災害が発生した場合においては、巡視船艇、航空機を投入し、これにより救出救助活動を行う。

また、必要に応じ、自衛隊、漁業協同組合等に対して応援を要請する。

5. 医療救護活動

5.1 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 交通規制及び警戒区域の設定等

6.1 交通規制

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道

路について必要な交通規制を行う。

6.2 警戒区域の設定等

町は警察とともに、空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

7. 関係者等への的確な情報伝達活動

7.1 被災者及びその家族への対応

町は、県や関係機関と連携して、被災者やその家族への対応は次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

7.2 広報活動

町は、県や関係機関と連携して、航空災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおり実施する。

(1) 空港及び隣接区域で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空機災害に係わる航空会社、宮崎市及び宮崎南警察署等が、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名、そのほか必要な事項

(2) 空港周辺で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空会社、宮崎市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求め
るため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、
旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

(3) その他の地域で災害が発生した場合

航空会社、災害発生地市町村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求め
るため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、
旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

第3章 海上災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 計画の目的

本章は、宮崎県にかかる海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、国、町、県等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災責任者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通対策編 第1章 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

2.1 宮崎県（県防引用）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 災害の規模等に応じた災害警戒（対策）本部・支部の設置
- (3) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 関係防災機関への協力要請
- (5) 関係防災機関との連絡調整
- (6) 宮崎県救護班の出動
- (7) 日本赤十字社宮崎県支部及び国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (8) 市町村等が行う排出油の拡散防止・除去活動への協力
- (9) 排出油防除資機材の調達・斡旋
排出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
- (10) 排出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

2.2 宮崎県警察本部（県防引用）

- (1) 被害実態の把握及び関係防災機関への通報

- (2) 被災者の救出・救護及び身元確認
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (5) 現場保存
- (6) 遺体の収容及び検死
- (7) 関係防災機関の活動に対する支援

2.3 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の住民に対する避難の勧告、指示
- (8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

2.4 海上保安機関（県防引用）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
- (2) 災害対策本部等の設置
- (3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
- (4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (5) 船舶火災及び死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- (6) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の開催及び排出石油等災害対策連絡調整本部の設置
- (7) 事故原因者等に対する排出油の応急防除措置の指導
- (8) 排出油の拡散防止、回収等の応急防除措置の実施
- (9) 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
- (10) 死傷病者の身元確認
- (11) 応援医師及び緊急物資の海上輸送

2.5 自衛隊（県防引用）

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の捜索

- (2) 消火並びに排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
- (4) 交通規制の支援

2.6 九州運輸局（県防引用）

救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

2.7 九州地方整備局（県防引用）

排出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

2.8 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）（県防引用）

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
- (2) 被害組合員に対する融資又は斡旋
- (3) 生産資材、応急資材等の確保又は斡旋
- (4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

2.9 海上災害防止センター（県防引用）

- (1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有

3. 事故原因者等の責務（県防引用）

石油類を排出させたタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等災害発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

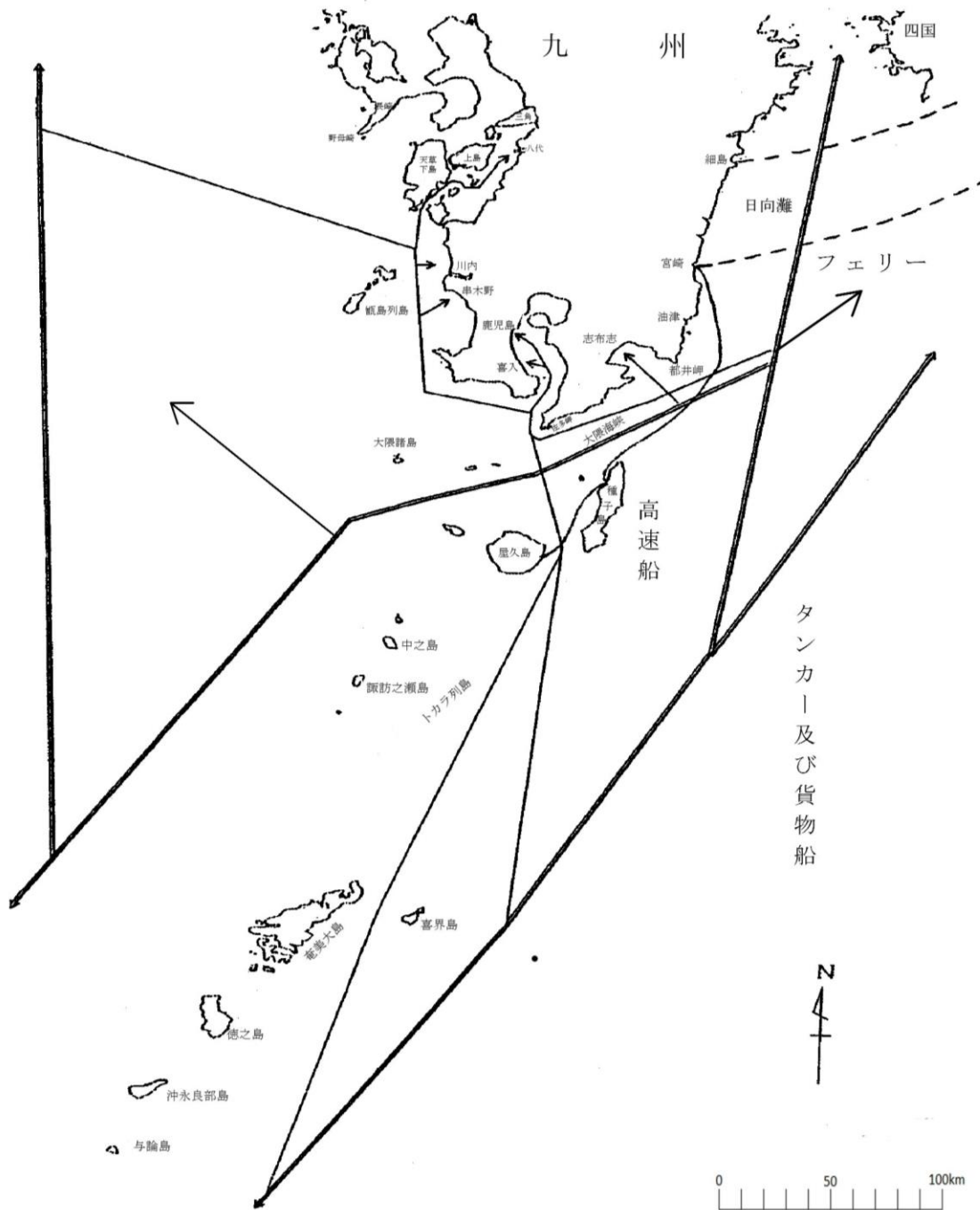
- (1) 海上保安機関、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- (2) 現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
- (5) 現地における医療その他の応急措置
- (6) 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- (7) 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの対応
- (8) 排出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- (9) 排出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- (10) 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- (11) 被害者の損害に対する補償対応

(タンカー事故の場合原則的には、油濁損害は、先ず船舶所有者(又はP&I保険)が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が上限を定め補償する。)

4. 日向灘近海における船舶の運行状況等

4.1 主要船舶の航跡図等

【3.3.1.1】主要船舶の航跡図



第2節 海上災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

海上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近の船舶の安全確保を図るため、町は県や関係機関等と連携して、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

1.2 活動体制の整備

(1) 危険物の排出時における活動体制の整備

海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備え、町は県や関係機関等と連携して、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

1.3 救急・救助及び消防活動体制の整備

救急・救助及び消防活動体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消防活動体制の整備」によるほか、以下のとおりとする

(1) 海上災害用装備資機材の整備

- ① 宮崎海上保安部は、船艇及び救難用機材(機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置等)の整備に努めるものとする。(県防引用)
- ② 町は、海上災害に備え、水難救助用資機材(救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等)の整備に努めるものとする。
- ③ 警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。(県防引用)

(2) 警察用船舶の広域運用に必要な措置(県防引用)

警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防用資機材の整備

- ① 宮崎海上保安部は、ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等の消防用資機材の整備に努めるものとする。(県防引用)
- ② 町は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(4) 宮崎海上保安部と町消防機関との連携体制の整備

宮崎海上保安部と町は、消防に関する業務協定を締結し、状況の変化に対応して必要な見直しを行うとともに、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について常時相互に交換するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

1.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

1.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

1.6 危険物等大量排出時の防除体制の整備

(1) 排出油防除資機材等の整備

- ① 宮崎海上保安部は、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資機材等の整備に努めるものとする。（県防引用）
- ② 県は、海上災害による石油類の排出時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする排出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。
また、市町村その他関係防災機関、関係団体等が保有する排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。（県防引用）
- ③ 町は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。
- ④ 海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な排出油防除資機材を保有する。（県防引用）

(2) 宮崎県北部排出油等防除協議会の運営（県防引用）

宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- ① 排出油防除計画の策定
- ② 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
- ③ 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
- ④ 排出油防除活動の実施の推進
- ⑤ その他排出油防除に必要な事項

資料編【1.2.2.17】宮崎県北部排出油等防除協議会会則

1.7 海上防災訓練、研修等

町は、県、宮崎海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもと、県総合防災訓練等における大規模海難や危険物等の大量排出等海上災害への対応を迅速・的確に行うための訓練に参加する。

第3節 海上災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

1.1 門川町の活動体制の確立

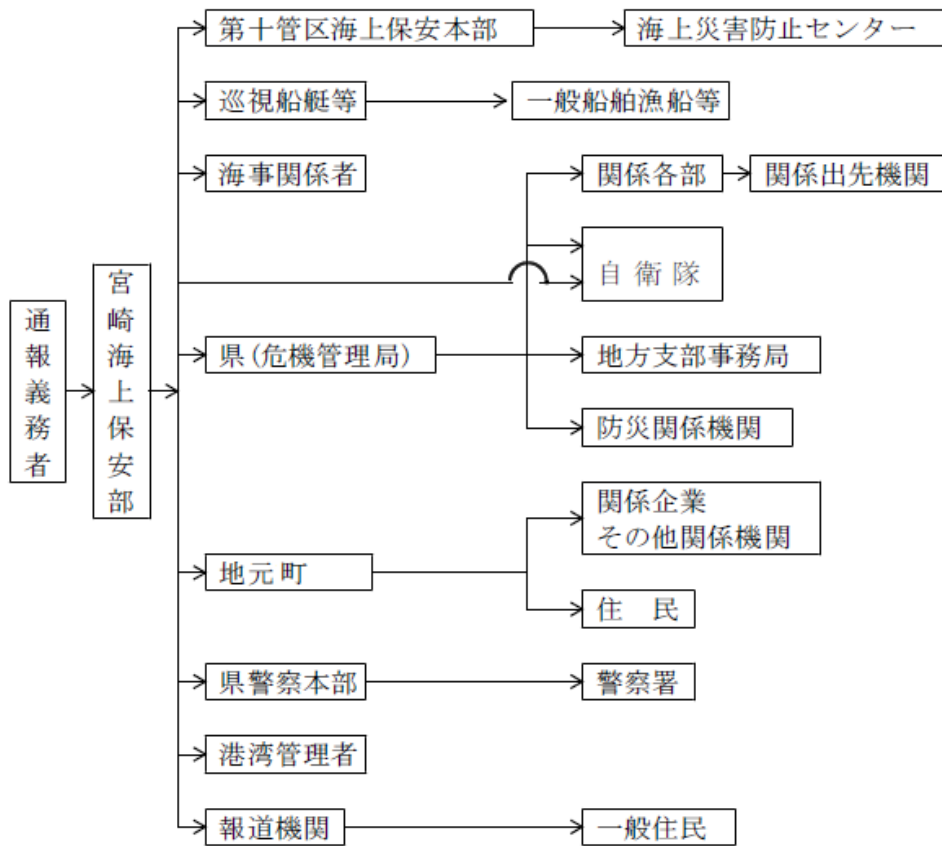
町の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町は、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

2. 情報の収集・連絡

2.1 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

【3.3.3.1】 通報連絡系統



2.2 早期の被害状況の把握（県防引用）

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生したことを覚知したときは、必要に応じ航空機又は巡視船艇を災害発生海域に派遣し、その状況の把握に努め、その情報を関係防災機関及び関係団体へ伝達する。

【県】

- (2) 県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、宮崎海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ県警ヘリコプター等からの画像伝送、災害現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

県は、収集した情報を、他の関係機関、関係団体、隣接県等関係者に伝達するものとする。

【警察】

- (3) 警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

3.3 海上保安庁に対する支援要請

「共通対策編 第3章 第5節 3. 海上保安庁に対する支援要請」によるものとする。

4. 捜索、救助・救急及び消火活動

捜索、救助・救急及び消火活動については、共通対策編第3章第6節によるほか、以下のとおりとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊を災害発生海域に派遣し、海上から救助活動を行うとともに、必要に応じて警察、消防機関、自衛隊等関係機関及び関係団体に対し協力を要請する。（県防引用）
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。（県防引用）
- (3) 危険物等が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。（県防引用）

【警察】

- (4) 警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合に

においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。（県防引用）

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。（県防引用）

- (5) 町は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

- ① 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- ② 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

5. 医療救護活動

5.1 医療機関による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 1. 医療機関による医療救護活動」によるものとする。

5.2 医療救護班による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 2. DMAT及び医療救護班による医療救護活動」によるものとする。

5.3 搬送体制の確保

「共通対策編 第3章 第7節 3. 搬送体制の確保」によるものとする。

5.4 医薬品等の供給

「共通対策編 第3章 第7節 4. 医薬品等の供給」によるものとする。

5.5 医療情報の確保

「共通対策編 第3章 第7節 5. 医療情報の確保」によるものとする。

5.6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、共通対策編第3章第8節によるほか、以下のとおりとする。

(1) 海上安全の確保（県防引用）

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

【宮崎海上保安部】

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- ④ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

7. 危険物等の大量排出に対する応急対策

7.1 排出石油等災害対策連絡調整本部の設置（県防引用）

宮崎海上保安部は、海上災害により石油類が排出し、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合には、次により、排出石油等災害対策連絡調整本部を設置し、関係機関一体となって応急対策に当たるものとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 排出石油等の災害による人命救助、消火、排出石油等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関の連携を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ宮崎海上保安部長が、同保安部に排出石油等災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合は、関係機関の長は、調整本部に防災担当者を派遣するものとする。防災担当者は、関係機関との排出石油等対策の調整について協議するものとする。

【県、警察、消防等関係機関】

県、警察、消防等関係機関は、排出石油等災害対策連絡調整本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、その運営に協力するものとする。

【事故原因者】

事故原因者は、排出石油等災害対策連絡調整本部に出席し、災害状況や事故原因者が今後取る措置等について説明を行うものとする。

7.2 各機関における被害状況等の把握

(1) 県の措置（県防引用）

県は、海上災害により、石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

① 被害報告の集計

地方支部長は、管内市町村から報告のあった排出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて災害対策本部に報告する。

② 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施する。

ア 排出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール

イ 県有船舶による海上調査

ウ 必要に応じ、県警察本部のヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

(2) 町の措置

町は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況を取りまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

① 油漂着状況報告

町の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

② 油防除措置状況報告

町の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

ウ 実施予定作業内容

エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）

オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）

カ 防災出動勢力（人員・隻数）

キ 排出油等の回収量

ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）

ケ 使用した油処理剤の数量

コ 作業済み割合

サ 問題点等特記事項

③ 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

(3) 警察（県防引用）

警察は、危険物等の大量排出等の海上災害が発生した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(4) 事故原因者等（県防引用）

- ① 船舶の船長は、当該船舶から海洋・河川への大量の油の排出があったとき、又は排出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。
また、海面に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。
- ② 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置又は廃止の場合は危機管理局）に逐次報告する。

7.3 排出油の防除・除去計画

(1) 防除方針の決定

町は、宮崎海上保安部、県、関係機関と連携して次のとおり実施する。

- ① 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たり、海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- ② 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うに当たっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- ③ 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。
- ④ 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

(2) 防除作業の実施（県防引用）

【宮崎海上保安部】

① 排出油の拡散防止

事故船から大量の油が排出したとき、又は排出が予想されるときは、事故船船主、船舶代理店（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて排出油の拡散防止にあたらせる。

② 事故船の災害局限措置

油排出等の災害の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火機材及び排出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り移し替え等について指導する。

③ 排出油の回収及び除去

- ア 事故船関係者に対して、排出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。
- イ 緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- ウ 排出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら排出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。
- エ 排出石油等災害対策連絡調整本部を運営し、会員たる関係防災機関の協力を得て排出油防除活動を実施する。

④ 事故船の移動

事故船舶に防除措置を施した後、必要に応じ、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

⑤ 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、漂流物の除去等必要な措置を講ずる。

(3) 防除作業の実施（県防引用）

【県】

- ① 市町村の行う排出油の防除作業を支援するものとする。
- ② 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員を派遣し防除作業を実施する。
- ③ 市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・斡旋を行うとともに、排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づき他県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。
- ④ 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

(4) 防除作業の実施

町は、防除作業について次のとおり実施する。

- ① 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力するものとする。
- ② 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずるものとする。
- ③ 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

(5) 防除作業の実施（県防引用）

【警察】

関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

(6) 防除作業の実施（県防引用）

【海上災害防止センター】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

(7) 防除作業の実施（県防引用）

【漁業協働組合】

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な排出油の防除措置を実施する。

(8) 防除作業の実施（事故原因者等）

事故原因者等は、防除作業について次のとおり実施する。

- ① オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。
- ② 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の排出防止措置を講ずる。
- ③ 排出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。
- ④ 回収した油の適正な処理を行う。

(9) 回収計画の策定

町は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

7.4 油回収作業従事者の健康対策

(1) 実施責任者

町は、被害地における健康対策を実施する。また、必要に応じて健康対策の実施について県に要請する。

(2) 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、町は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

① 活動体制

ア 町は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

イ 協力要請を受けた保健所長は、町が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

② 事業内容

ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の

注意事項等についての普及啓発を行う。

- イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

8.1 広報活動（県防引用）

県をはじめ関係機関は広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

(1) 県の広報活動

県民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- ① 捜索、救助・救急活動の実施状況
- ② 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- ③ 県、市町村の措置状況
- ④ 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
- ⑤ 応急対策の実施状況
 - ア 出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）
 - イ 排出油の回収量
 - ウ 作業地域
 - エ 主な使用資機材
 - オ 翌日の作業予定
 - カ その他
- ⑥ 回収した油の搬出作業状況
- ⑦ 環境影響等に関する調査の実施結果
- ⑧ ボランティアの要請
- ⑨ その他必要と認められる事項

(2) 県民への広報要領

特に、県民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- ① 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- ② 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- ③ 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- ④ インターネットを利用すること。

(3) 各省庁に対する広報

県は、被害状況を写真等により記録収集し、県東京事務所を通じて、関係省庁、国会等に対する広報に努める。

8.2 被災者等への対応【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

- (1) 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。

- (2) 海上災害による石油類の排出においては、町は、被害地において臨時被害相談所等に関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について、適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に努める。
- (3) 関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、町民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

9. ボランティアの受入れ

9.1 ボランティア受入環境の整備

- (1) 災害ボランティアが十分な漂着油の回収作業等を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる県・町社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- (2) 町は、県・町社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

9.2 ボランティアの受入上の留意事項

- (1) ボランティアのコーディネート
ボランティアを受け入れた町は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネートに携わるボランティアを募るなどして、ボランティアのコーディネート体制を整備する。
さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。
- (2) 作業実施上の安全性の確保
作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

10. 環境保護対策

10.1 計画の方針（県防引用）

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、県民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

10.2 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

(1) 県の措置（県防引用）

県は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- ① 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- ② 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- ③ 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

(2) 町の措置

- ① 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- ② 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- ③ その他、県の行う施策に協力する。

10.3 文化財（天然記念物等）の応急対策（県防引用）

町は、特別天然記念等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について、管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

10.4 野生生物の保護（県防計画）

県は、油排出等により海鳥、海がめ等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

10.5 漂着油の事後の監視（県防計画）

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第4節 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第4章災害復旧・復興計画によるほか、以下のとおりとする。

1. 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

町及び県は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

2. 漁業経営安定対策の実施

町及び県は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

3. 中小企業経営安定対策の実施（県防引用）

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

4. 風評被害対策の実施

町及び県は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

5. 補償対策等

- (1) 油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- (2) 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- (3) タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
- (4) 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- (5) 町及び県は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

6. 事後の監視等の実施（県防引用）

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による

沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第4章 鉄道災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における鉄道概況

町内には、JR九州日豊本線が通っており、門川駅がある。なお、1日平均の乗車人員は480名となっている。(宮崎県統計年監第130回(平成25年度)より)

第2節 鉄道災害予防計画

1. 鉄道交通の安全のための情報の充実（県防引用）

鉄道事業者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計等観測施設を整備するとともに、列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

(1) 情報の収集体制の整備

鉄道事業者は気象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行いうるよう、必要な措置等を定めておくものとする。

(2) 通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておくものとする。

2.2 災害応急体制の整備

(1) 職員の招集・参集体制の整備

町、県及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連携体制の整備

町、県、鉄道事業者及び関係機関は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備（県防引用）

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、災害時において直ちに入手する方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

(4) 訓練・研修の実施（県防引用）

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達

訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

2.3 救急・救助及び消防活動体制の整備

共通対策編によるほか、次のとおりとする。

(1) 鉄道事業者の避難誘導體制の整備（県防引用）

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

第3節 鉄道災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等の状況の把握と確認（県防引用）

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

1.2 通信手段の確保

(1) 通信手段の確保（県防引用）

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講ずるものとする。

2. 活動体制の確立

2.1 災害対策本部の設置（県防引用）

(1) 災害対策本部の設置等

県は、県内で大規模な鉄道災害が発生したときは、災害対策本部等を設置し、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、鉄道事業者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

(2) 災害対策現地合同調整本部の設置等

① 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、防災関係機関の相互連携により、被災者の効率的な救助・救出等が必要であると認められる場合は、鉄道事業者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

② 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

2.2 町の活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置する。

他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

2.3 鉄道事業者の活動体制の確立（県防引用）

鉄道事業者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

3. 広域応援活動

3.1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 救助・救急活動

4.1 鉄道事業者の措置（県防引用）

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

4.2 町の措置

町は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、消防職員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、要配慮者等の救出救助を優先して行うものとする。

4.3 警察の措置（県防引用）

警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

5. 医療救護活動

5.1 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 二次災害の防止活動

6.1 後続車両の衝突等の防止（県防引用）

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

6.2 立入禁止区域の設定等

町は、警察と連携し、脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

7. 交通の確保・緊急輸送活動（県防引用）

7.1 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

7.2 復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

8. 関係者等への的確な情報伝達活動

8.1 被災者及びその家族への対応

町は、県及び鉄道事業者と連携し、被災者及びその家族への対応について、次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

8.2 報道機関への広報

町は、県及び鉄道事業者と連携し、報道機関への広報について、次のとおり実施する。

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し

情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して、記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等、関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第4節 鉄道災害復旧・復興計画

1. 応急資材の確保

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

2. 災害復旧の実施に関する基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

3. 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第5章 道路災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため町、県及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における道路概況

町内の道路は、高速道路、国管理道路、県管理道路、町管理道路に分かれている。

資料編【3.5.1.1】 町内の道路

道路の管理については、次表のとおりである。

資料編【3.5.1.2】 道路の管理

第2節 道路災害予防計画

1. 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 町、県、関係機関等は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

【警察】

- (2) 道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。(県防引用)

2. 道路施設等の管理と整備

2.1 事故災害等発生防止のための措置

- (1) 管理する施設の巡回及び点検
町、県、関係機関等は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。
 - ① 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山(崖)崩れ危険箇所等については、重点的に行うものとする。
 - ② 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき、巡回及び点検を実施する。
- (2) 安全性向上のための対策の実施
町、県、関係機関等は、施設の巡回及び点検において、詳細な調査が必要と判断された施設について詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 情報収集体制の整備
町、県、関係機関等は、情報収集体制の整備について、次のとおり実施する。
 - ① 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
災害等の発見者から施設管理者へ、災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。
 - ア 発見者等からの情報連絡
施設管理者は、その管理している施設に関連して、事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。
 - イ 関係機関への連絡
一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生

情報を、県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

② 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等の発生現場において、迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

③ 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県警ヘリコプター)及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

(2) 通信手段の整備

① 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

3.2 活動体制の整備

(1) 担当職員の招集・参集体制の整備

① 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

② 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関相互の協力体制の整備

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うな

ど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう、関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

(5) 研究機関等との連携

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

3.3 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」によるものとする。

3.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

3.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

3.6 訓練、研修等の実施

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

4. 道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 道路災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等の状況の把握と確認

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限（道路法第46条）

道路管理者は、事故災害等による道路の破損、その他の理由により、通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、報道機関の協力も得ておく。

1.2 通信手段の確保

(1) 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

道路管理者は、無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設

道路管理者は、設置箇所、設置数を明示して、NTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

道路管理者は、大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

道路管理者は、ヘリコプターテレビジョンシステム（県にあつては県警ヘリコプター）により、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置する。

他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その

有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

2.2 道路管理者の活動体制の確立

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

3. 広範な応援体制の確立（県防引用）

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

(1) 国土交通省への支援の要請

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

(2) 大学、研究機関への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故原因調査のための支援等を要請する。

(3) コンサルタント、関係業者への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

4. 交通誘導及び緊急交通路の確保

町は、県及び関係機関とともに、交通誘導や交通路の確保について、次のとおり実施する。

(1) 一般住民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い、交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

(2) 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど、円滑な道路交通の確保に努める。

(3) 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

(4) 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

(6) 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため、監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

5. 救助・救急及び消火活動

「共通対策編 第3章 第6節 救助・救急及び消火活動」によるものとする。

6. 医療救護活動

6.1 重大事故等、突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

7. 道路施設の応急復旧

「共通対策編 第3章 第14節 2. 2.1 道路の応急復旧」によるものとする。

8. 関係者等への的確な情報伝達活動

8.1 被災者及びその家族への対応

町、県、関係機関は連携して、被災者及びその家族への対応について、次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとと

もに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

8.2 報道機関への広報

町、県、関係機関は連携して報道機関への広報について次のとおり実施する。

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し、情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して、記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第6章 危険物等災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等の災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における危険物等施設の概況

資料編【3.6.1.1】 消防本部別危険施設数

資料編【3.6.1.2】 高圧ガス施設の状況

資料編【3.6.1.3】 火薬類製造・販売所の状況

資料編【3.6.1.4】 火薬庫設置状況（棟数）

資料編【3.6.1.5】 危険物施設現況

第2節 危険物等災害予防計画

危険物施設は、消防法の規制に従って監督・自主保安体制がとられているため、届出以外の危険物は把握されていない。

また、主に石油類の取り扱い施設が大半で、幹線道路に沿うように分布する。今後、交通網の拡大により危険物輸送の危険性も大きくなることが考えられる。

1. 危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1.1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

町は県とともに、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育(県防引用)

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に

見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

1.2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

(1) 高圧ガス設備等の予防対策（県防引用）

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

① 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

② 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

③ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

④ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

⑤ LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 保安検査を実施する。（年1回以上）

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

1.3 毒劇物取扱施設の安全化（県防引用）

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 町、県、関係機関は、危険物等の災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 危険物等の施設管理者は、管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

2.2 活動体制の整備

(1) 町及び県の活動体制の整備

町は、危険物災害の発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

(2) 危険物等の災害用資機材の整備

町及び警察は、危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等、防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等、救出救助用機材

2.3 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

町は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

(2) 出火防止体制の整備

① 事業所等に対する指導

町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

② 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

町は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

町は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

(4) 消防水利の確保

「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.3 消防水利の確保」によるものとする。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

2.6 避難収容体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるものとする。

2.7 防災関係機関等の防災訓練の実施

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

(1) 訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- ① 緊急通信訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資機材調達輸送訓練
- ④ 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
- ⑤ 総合訓練
- ⑥ その他

3. 防災知識の普及

3.1 防災教育

町は、県及び危険物等施設の管理者とともに、特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

① 消防法関係

危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

② 高圧ガス関係

関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

③ 労働安全衛生関係

ア 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育

イ 職長等の教育

ウ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育

エ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

④ 海上関係

ア 海上災害の予防に関すること

イ 海上災害発生時における防除措置に関すること

第3節 危険物等災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1.1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

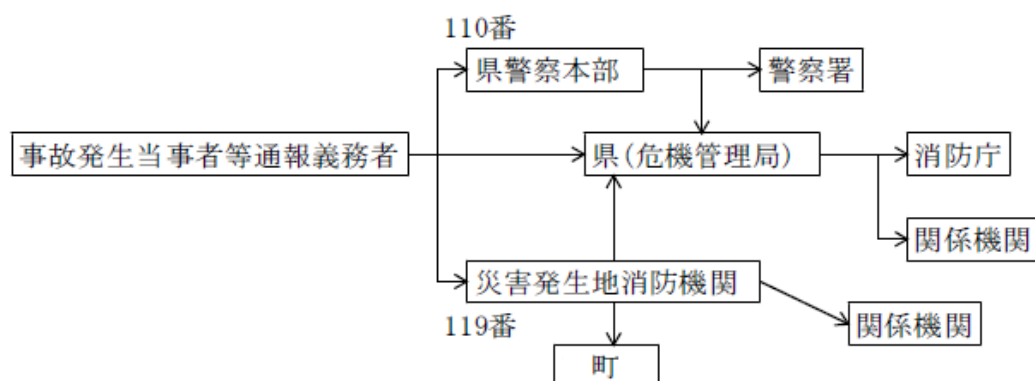
- (1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
報告に当たっては「事故等即報要領」によって、災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行うものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。（県防引用）
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (4) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（県防引用）
- (5) 町及び県は、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

1.2 通報連絡系統

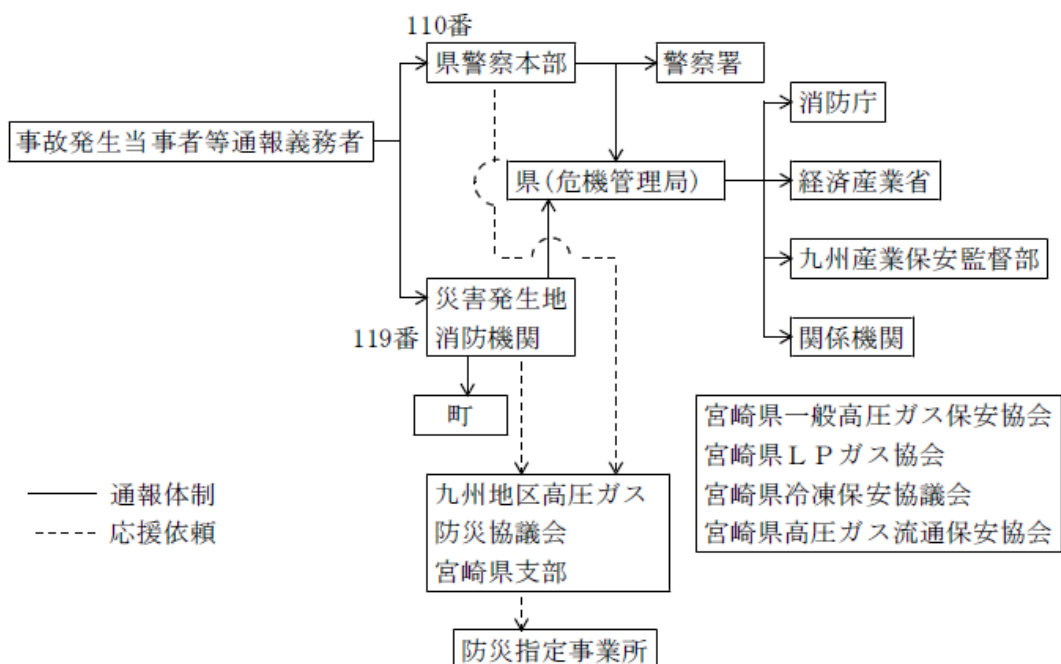
危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりとする。

- (1) 危険物施設

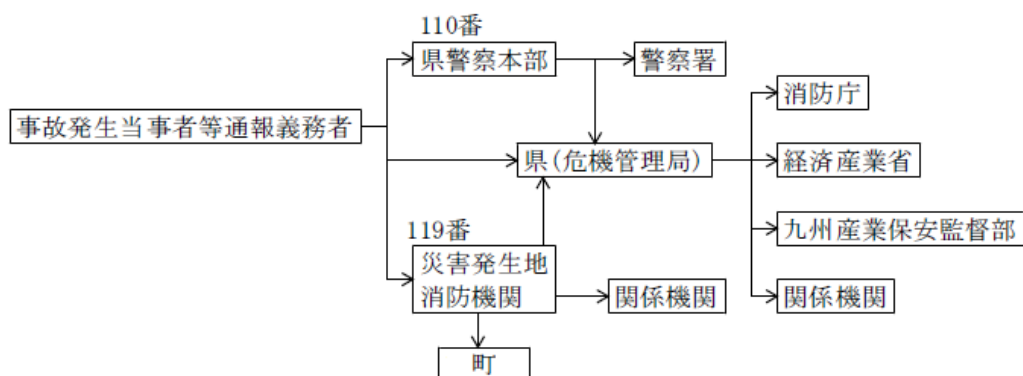
【3.6.3.1】 危険物



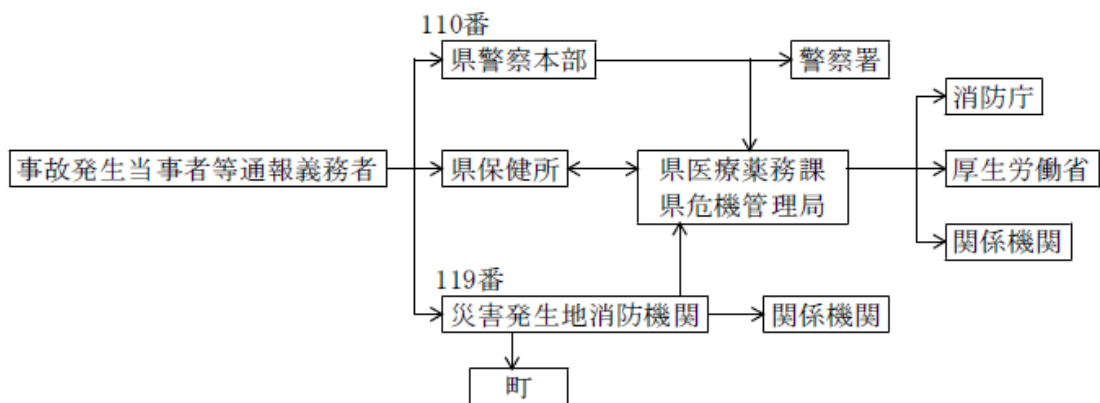
(2) 高压ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



1.3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者を生じたもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上への危険物流出事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、町の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

2.2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、「共通対策編 第3章 第2節 4. 職員の参集及び動員」によるほか、次のとおりとする。

2.3 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

- (1) 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

3.3 海上保安庁に対する支援要請

「共通対策編 第3章 第5節 3. 海上保安庁に対する支援要請」によるものとする。

4. 災害の拡大防止活動

4.1 事業所の災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 門川町役場、消防機関、警察に通報、駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4.2 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）

町長及び警察官は、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立ち入りを制限するため、警戒区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

5. 救助・救急及び消火活動

5.1 消火活動

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

5.2 救助・救急活動

警察官及び消防団は、救出・救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

5.3 事業所による消火活動（県防引用）

- (1) 火災が発生した場合の措置
 - ① 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

6. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 医療救護活動」によるものとする。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする。

8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

8.1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、町は直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

8.2 交通規制等の実施（県防引用）

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

9. 避難・収容活動

避難・収容活動については「共通対策編 第3章 第9節 避難・収容活動」によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

9.1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 同報系防災無線又は移動系防災無線

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、県、関係機関、事業者とともに危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、要配慮者に対応した伝達を行うものとする。

第7章 大規模な火事災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における大規模な火災の概況

【3.7.1.1】大規模な火災の概況

年 月 日	場 所	原 因	被 害
大正6年2月6日	門川村		焼失44戸
昭和31年2月7日	門川町九州木産社	不明	全焼22戸 半焼1戸 り災者数 20 名
昭和46年2月4日	門川町大字加草受地区	たばこの火	焼損面積4,773a 損害額9,810千円

2.昭和 22 年から 38 年までは消防庁刊行の「火災年報」により本県関係分を掲載した。

3.昭和 39 年以降は、県消防防災課(平成 16 年度以降は県消防保安室)の調査による。
ただし、県下の主な火災の要件は、昭和 55 年から次のいずれかに該当する火災とする。

- (1) 死者が 3 名以上生じた火災。
- (2) 負傷者が 10 名以上生じた火災。
- (3) 全焼 5 棟かつ全損 5 世帯以上の建物火災。
- (4) 焼損面積 1,000 m²以上の建物火災。
- (5) 焼損面積 5,000a 以上の林野火災。
- (6) 損害額 50,000 千円以上の火災。

(注)

昭和 55 年から昭和 60 年までの損害額 20,000 千円以上の火災。

昭和 61 年から損害額 50,000 千円以上。

平成元年から損害額 100,000 千円以上。

第2節 大規模な火事災害予防計画

1. 大規模な火事に強いまちづくり

1.1 大規模な火事に強いまちの形成

(1) 防災空間の確保

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.2 防災空間の確保」によるものとする。

(2) 都市の再開発等の推進

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.3 都市の再開発等の推進」によるものとする。

(3) 避難地、避難路の整備

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.4 指定緊急避難場所の確保等」によるものとする。

1.2 火災に対する建築物の安全化

「共通対策編 第2章 第1節 4. 4.3 建築物の不燃化の促進」によるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるものとする。

2.2 活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 3. 活動体制の整備」によるものとする。

2.3 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

町は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

① 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

② 消防施設整備計画

③ 火災警報等計画

④ 消防職員、団員招集計画

⑤ 出動計画

⑥ 応援部隊受入誘導計画

⑦ 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

(ア) 密集地域の計画

(イ) 重要文化財の計画

(ロ) バラック建物等の地域の計画

(ハ) 重要建物、施設の計画

(ニ) 高層建物の計画

- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- ⑧ 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- ⑨ その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- ⑩ 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
 - サ 航空機火災防御訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防御訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- ⑪ 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画
- (2) 出火防止体制の整備
 - ① 一般家庭に対する指導
 - 町及び県は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
 - イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
 - ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
 - エ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
 - オ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
 - カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底
- ② 事業所等に対する指導
- ア 町は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。
 - イ 町は、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。
 - ウ 町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。
- ③ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導
- 町は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。
- ④ 建築同意制度の活用
- 町は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。
- ⑤ 防災物品の普及及び管理指導
- 町は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。
- ⑥ 火災予防条例の活用
- 町は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。
- ⑦ 消防設備士制度の活用

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため、消防用設備等の工事又は整備に関する講習を実施する。

また、町は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

⑧ 火災予防運動の実施

町及び県は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

① 消防職団員の教育訓練(県防引用)

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、町が行う一般教養訓練について指導するものとする。

② 消防職団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※ 県消防学校での教育訓練

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)

(ロ) 幹部教育(初級及び中級科)

(ハ) 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

イ 消防団員

(ア) 普通科

(イ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ロ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(ハ) 現地教育(町の要請により教官を派遣して実施)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

(4) 消防水利の確保

「共通対策編 第2章 第1節 10. 10.3 消防団の強化」によるものとする。

(5) 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

2.6 避難収容体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるものとする。

2.7 防災関係機関の防災訓練の実施

「共通対策編 第2章 第2節 14. 防災関係機関の防災訓練の実施」によるものとする。

3. 町民の防災活動の促進

3.1 防災知識の普及、予防啓発活動

「共通対策編 第2章 第3節 2. 防災知識の普及」によるものとする。

(1) 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と町が中心となって、関係者の協力のもとに、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、次のとおり。

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 地域における防火安全体制の充実
- ③ 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- ④ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- ⑤ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策

(2) 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、昭和54年に「宮崎県少年婦人防火委員会」（平成3年「宮崎県幼少年婦人防火委員会」に改称）を設置し、町の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成強化を推進している。

今後ともこれら民間防火組織の育成強化に努めるものとする。

(3) 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため、拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実しても、それを活用する人的裏付けと、日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

1.1 町の活動体制の確立

町の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

2. 災害情報の収集・連絡

2.1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

(1) 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による町民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、町、県は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

① 火災気象通報（消防法第22条）

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

＜宮崎地方気象台の値＞

ア 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセントを下り、最大風速が7メートル毎秒を超える見込みのとき。

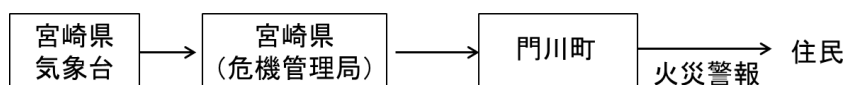
イ 平均風速10メートル毎秒以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

② 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

③ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

【3.7.3.1】 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



④ 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 防災行政無線による放送
- オ その他広報車による巡回宣伝

(2) 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、

町は、住民に対して、火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

① 県の措置（県防引用）

県は、宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対して、これを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

② 町の措置

町長は、防災行政無線、広報車等を用いて、住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

2.2 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

① 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

② 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。（県防引用）

県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。（県防引用）

③ 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

また、町及び県は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

④ 町及び県は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

資料編【3.7.3.2】第1号（火災）（様式）

(2) 即報基準（県防計画）

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

① 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

ア 死者3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

② 個別基準

次の火災及び事故については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (ロ) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）
- (ハ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (ニ) 損害額1億円以上と推定される火災

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ロ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ 交通機関の火災

- 船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
(例示)
- (ア) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災
 - (イ) トンネル内車両火災
 - (ロ) 列車火災で乗客等が避難したもの

エ その他

- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
(例示)
消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 救助・救急及び消火活動

4.1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

消防機関による消火活動については、「共通対策編 第3章第6節 3. 3.1 消防機関による消火活動」によるほか、以下のとおりとする。

① 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。特に救護活動の拠点となる病院、及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

② 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

(2) 県のとる措置（県防引用）

① 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

② 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

ア 災害防御実施方法

イ 他市町村への消防隊員の応援出動

ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

③ 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講ずる。

ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急を要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

資料編【3.7.3.3】 大規模災害における緊急の広域消防応援フロー

5. 医療救護活動

5.1 医療機関による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 1. 医療機関による医療救護活動」によるものとする。

5.2 医療救護班による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 2. DMAT 及び救護班による医療救護活動」によるものとする。

5.3 搬送体制の確保

「共通対策編 第3章 第7節 3. 搬送体制の確保」によるものとする。

5.4 医薬品等の供給

「共通対策編 第3章 第7節 4. 医薬品等の供給」によるものとする。

5.5 医療情報の確保

「共通対策編 第3章 第7節 5. 医療情報の確保」によるものとする。

5.6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする。

7. 避難収容活動

避難収容活動については「共通対策編 第3章 第9節 避難・収容活動」によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

7.1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機（県防引用）

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

「共通対策編 第3章 第16節 被災者等への的確な情報伝達活動」によるものとする。

8.1 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村、県及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に対応した伝達を行うものとする。

9. ごみ・がれき・漂着油等の処理等に関する活動

9.1 被害状況の把握（県防引用）

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

9.2 応急対策の実施（県防引用）

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第8章 林野火災対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

町の総面積は 12,048ha であるが、そのうち国有林野面積が 16ha、民間林野面積が 10,059ha、民間林造林が 11ha であり、町は森林資源に恵まれている。（宮崎県統計年監第 130 回（平成 25 年度）より）

また、近い将来に主伐期を迎える人工林が増えるため、供給体制の確立も必要となっており、間伐材の利用促進などに力を入れている。

町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における過去の主な林野火災

【3.8.1.1】過去の主な林野火災

発生年月日	場所	焼失面積 (ha)	原因
昭和 46 年 2 月 4 日	門川町大字加草受地区	125.0	たばこ
昭和 53 年 2 月 28 日	門川町大字加草竹名地区	125.0	不明
平成 7 年 1 月 29 日	門川町庵川 黒岩地区	7.0	突風で飛び火

第2節 林野火災予防計画

防災関係機関は、町域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進するものとする。

1. 林野火災に強い地域づくり

1.1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

町は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進するものとする。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

1.2 防火機能を有する林道、森林、予防施設の整備

(1) 林道、森林の整備

国、町及び県は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

町は消防機関とともに、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的な配備に努める。

また、1月下旬～2月上旬までの宮崎県林野火災予防運動期間には、予防対策を強化する。

- ① 防火水槽の増強を図る。
- ② 自然水利用施設の増強を図る。
- ③ ヘリポート・補給基地の整備。
- ④ 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備を検討する。
- ⑤ 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。
- ⑥ 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。
- ⑦ 河川への乗り入れ道の設置

1.3 監視体制の強化

① 県森林保全巡視員の配置

町域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務にあたらせるため、森林保全巡視員（「宮崎県森林保全巡視事業実施要領」の定める）を配置し、林野火災の予防を強化する。

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

② 監視員等の配置

県が実施する森林保全巡視員による巡視・監視に協力し、火災危険区域等のほか、国有林及び保安林において森林原野の火入れ時期、火災多発時の巡視の徹底に期する。

③ 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

④ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ、周知徹底を図る。

⑤ 火入れの協議

町は火入れの適正な実施と林野火災の防止を図る。

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

イ 火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

⑥ 火入れ等の制限

ア 火入れ条例による届出許可の遵守。

イ 異常乾燥又は強風注意報が通知されている場合等の火入れの禁止。

ウ 火入れ実施責任者において気象状況が急変した場合の応急処置。

エ 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

オ 町長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき、期間を限って、一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

1.4 林野所有（管理）者への指導

町及び県は、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期(11月～3月)における見巡りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

1.5 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災対策を強化する必要のある地域として、林野火災特別地域対策事業の対象となっており、町は本事業の推進に努めるものとする。

2. 災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2.1 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表する。

発表の基準は、最小湿度 40 パーセント以下で、実効湿度が 65 パーセント以下になると予想される場合である。

2.2 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第 22 条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。(消防法第 22 条第 1 項)

通報を受けた県は、直ちに町に通報するものとする。(消防法第 22 条第 2 項)

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が 7 メートル毎秒を超える見込みのとき。
- (2) 平均風速 10 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。(消防法第 22 条第 3 項)

町長が火災警報を発令する基準は次のとおりである。(火災警報発令基準規程第 2 条)

- (1) 実効湿度が 55 パーセント以下で最少湿度が 25 パーセント以下になったとき。
- (2) 実効湿度が 60 パーセント以下で最少湿度が 30 パーセント以下となり、最大風速毎秒 10 メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速毎秒 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

なお、資器材の整備については、計画的な整備を図る。

(2) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム (map)、第二リン酸アンモニウム (dap)、吸着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

3.2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 多様な情報収集手段の活用

① 【県、警察本部】

上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県警ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。(県防引用)

② 町は、高所監視カメラ等、高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

(2) 通信手段の確保

県は、総合情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保する。

町は、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

3.3 活動体制の整備

(1) 町及び県の活動体制の整備

町及び県は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

(2) 関係機関との連携

① 「林野火災対策連絡会議」

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年1回以上開催し、連携を強化する。(県防引用)

(3) 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

県は、林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行う。(県防引用)

(4) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

県は、林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、台帳を整備する。

町は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

3.4 消火体制の整備

(1) 消防体制の整備

町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

町は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

(3) 林野火災対策用資機材の整備（県防引用）

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努める。

県は、予防資機材(予防立て看板、のぼり旗等)及び初期消火資機材(背負式消火器等)の配備を行う。

4. 町民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

4.1 防災知識の普及、予防啓発活動

関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

関係機関は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

(2) 防火パレードの実施

町及び県は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

町及び県は、林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4) その他各種広報の実施

町及び県は、あらゆる機会を利用し、町民に対する効果的な啓発活動を行う。

4.2 防災訓練の実施

町及び県は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT、生コンクリート組合、トラック協会等、関係機関の参加を得て行うものとする。

第3節 林野火災応急対策計画

林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1. 活動体制の確立

1.1 門川町の活動体制

(1) 迅速な連絡と出動体制

町は、林野火災の通報を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように、人員の確保が第1であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

(2) 災害対策本部の設置

消火活動に当たっては、町は災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

なお、火災が拡大し、町では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは、次の事項を実施する。

- ① 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

1.2 関係機関の活動体制（県防引用）

(1) 県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行う。

(2) 国

- ① 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- ② 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動する

(3) 自衛隊

- ① 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣する。
- ② 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施する。

2. 災害情報の収集・連絡

2.1 火災通報

- (1) 町は、火災発生通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、防災関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。
- (2) 町は、地区住民、入山者等に対して火災発生の周知を図る。
- (3) 町は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理

局)に即報を行う。

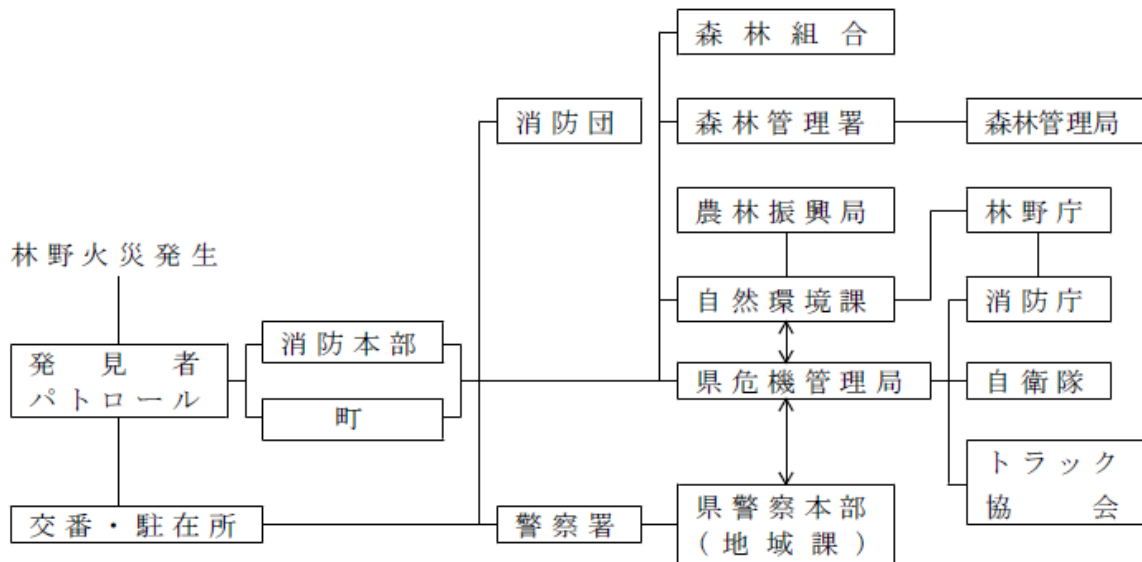
- ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
- ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とすることが予想される場合
- ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される時
- ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、2次災害の危険性が予想される時
- ⑤ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合
 - ア 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの。
 - イ 空中消火を要請したもの。
 - ウ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの。

資料編【3.7.3.2】 第1号様式 (火災)

2.2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。

資料編【3.8.3.1】 連絡系統



2.3 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。

このマップは、国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで、約1km²に区画したものである。

資料編【3.8.3.2】宮崎県山林火災マップ（抜粋）

3. 広域応援活動

3.1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

4. 消火活動及び救急・救助活動

4.1 地上防御

(1) 消火体制の確立

町は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

(2) 防御作戦

町は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、以下の方法があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

- ① 延焼方向の側面から進入する方法
- ② 焼け跡から進入する方法
- ③ 等高線から進入する方法
- ④ 谷川から進入する方法
- ⑤ 山の反対側から侵入する方法

(3) 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処しなければならない。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。町の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し、処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり、注意力も散漫になりやすいため、町の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ、注意力を喚起して、残火処理に万全を期するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、町は巡視を行い、異状を発見したならば直ちに対策をたてる。

4.2 空中消火

(1) 空中消火等の概要

本章でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し、消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

① 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため、消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

② 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で、町は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

③ 空中消火用資機材等

ア 水のう

イ 水槽

④ 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

ア 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

イ 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

(2) 空中消火の要請基準

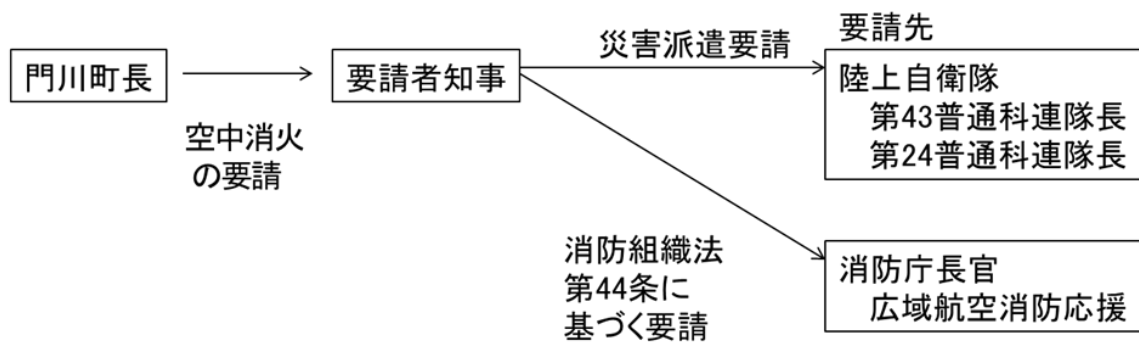
町が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

- ① 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。
- ② 火災規模に対して、地上の防御能力が不足、又は不足すると判断される場合。
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合。

(3) 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

【3.8.3.3】 災害派遣要請先



町から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、「共通対策編 第3章 第2節 2. 2.3 意志決定権者代理順位」に基づき、町長の職務代理者が行うものとする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項は、次のとおりとする。

- ① 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- ② 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- ③ 資機材等の空輸の必要の有無
- ④ 空中消火用資機材等の整備状況
- ⑤ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(4) 空中消火の準備

① 現場の状況等の報告

町長等は、災害情報を県に報告する。

② 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

④ 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県(危機管理局)は他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び町は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて、県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

⑥ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防衛活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせるものとする。

(5) 空中消火活動

① 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、町及び県へ報告するものとする。

② 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

③ 報告

町は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

ア 発生場所

イ 発生時間及び覚知時間

ウ 空中消火を要請した時刻

エ 現場の状況

オ 消防吏員及び消防団員の出場状況

カ その他必要な事項

(6) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は町の負担とする。

① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用

イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用

ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用

エ 資機材の使用により人身又は物件に対し、損害を与えた場合、その補償に要す

る費用

② 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

上記「① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費」及び「② 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用」とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

4.3 救助・救急活動

「共通対策編 第3章 第6節 2. 救助・救急活動」によるものとする

5. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 医療救護活動」によるものとする

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする

7. 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等に応じて、下記のとおりとする。

7.1 入山者等の実態の把握

- (1) 町は、林業作業期(夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、町は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 町は設置している同報系防災無線等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

7.2 避難誘導

避難誘導を行うにあたり、町及び警察は、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

(2) 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

8. 二次災害の防止活動

火災により、荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、町は、県、関係機関とともに十分留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、林野等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第9章 原子力災害対策

第1節 基本的考え方

1. 基本的考え方

本県には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）に規定される原子力事業所の立地はない。

また、県境に最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）については、54キロメートルの距離があり、門川町までは直線距離で約150キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原子力災害対策特別措置法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）がおおむね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）については、おおむね30キロメートルを目安とすることとされている。

なお、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）」については、今後検討することとされており、現段階で本県の区域が含まれることになるのかは不明である。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、更に門川町は年間を通じた風向は西北西が最も多く、川内原子力発電所が風上にあるので、原子力発電所において、万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

2. 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本県境から距離が約150キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとなっているが、門川町においては、門川町の西北約200kmに位置する佐賀県の玄海原発が、門川町の年間最多風向（西北西）の風上に当たるので、特に留意を要する。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について、九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (3) 全面緊急事態が発生したとき

第2節 原子力災害予防計画

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

1.2 情報の分析整理（県防引用）

(1) 人材の育成・確保

県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

県は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

県は、鹿児島県や九州電力株式会社と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

1.3 通信手段の確保（県防引用）

県は、市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。

また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努めるものとする。

2. 応急体制の整備（県防引用）

2.1 防災関係機関相互の連携体制（県防引用）

県は、平常時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

2.2 モニタリング体制等（県防引用）

県は、原子力災害時における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、国が実施する原子力災害発生時のモニタリング体制強化に備え、県の保有する資機材の点検や整備を行い、さらに、使用方法の研修等を実施し、従事できる職員の育成に努める。

加えて、モニタリング機器の故障やその他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等の事前把握に努める。

2.3 人材及び防災資機材の確保等に係る連携（県防引用）

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。

3. 住民避難のあり方の検討

県は、原子力災害時の避難や一時移転、屋内退避の基本的な考え方について検討を進める。

なお、検討に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等の要配慮者や一時滞在者への対応及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

なお、町の65歳以上の高齢者人口は5,533人（平成28年10月1日住民基本台帳より）。身体障害者手帳交付数は1,163人で、内訳は視覚障害61人、聴覚障害95人、言語障害10人、肢体不自由566人、内部障害431人です（平成28年度福祉課資料より）。また、外国人は55人（平成27年国勢調査による）で、内訳は韓国・朝鮮3人、中国41人、フィリピン6人、ベトナム2人、アメリカ1人、その他2人です。

4. 医療体制及び健康相談体制の整備

県は、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染に要する資機材及び、安定ヨウ素剤の配備等が必要となる可能性があることを念頭に、今後の原子力災害対策指針の改定において、PPA及びそれを超える区域で必要とされる防護措置等が示された場合、県内の医療機関等の協力を得ながら実施体制の整備を進めるものとする。

また、県は、町と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

5. 住民等への的確な情報伝達

県は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて町に助言を行うこととする。

さらに県は、町等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速

かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

第3節 原子力災害応急対策計画

1. 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（県防引用）

県と九州電力株式会社は、平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本章における事態区分は、これらの区分によることとする。

2.1 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- (2) 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

2.2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリで送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリの着信及び記載内容を確認するものとする。
- (2) 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

2.3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

- ① 九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。
- ② 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

(2) 県による情報の収集

県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。

この場合において、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。

2.4 一般回線が使用できない場合の対処（県防引用）

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

2.5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（県防引用）

県は、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

3. 活動体制の確立

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて体制をとる。

4. 住民等への的確な情報伝達活動

4.1 住民等への情報伝達活動

県は、住民等の適切な判断や行動に資するよう、インターネットやメール等の多種媒体を活用して情報伝達を行う。

その際、事故の状況や影響の度合い、県が講じている対策、モニタリング情報等を分かりやすく整理し、正確に伝える。

特に、急を要する場合や、その他必要と認められる場合は、報道機関の協力を得て、迅速な広報に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

4.2 住民等からの問合せに対する対応

町は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

5. 広域一時滞在の受入れ（県防引用）

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受入れ可能な施設の調査や、受入れに係る調整等を関係機関と連携して、行うものとする。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

1. 風評被害等の影響軽減（県防引用）

県は、国や関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

2. 住民健康相談

町は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

3. 放射性物質による汚染の除去等（県防引用）

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。